

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律」は、6月14日参議院本会議において可決成立しました。これにより、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後も、法定化された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、中長期的な見通しの下に、国土強靱化に資する施策が引き続き計画的かつ着実に推進されます。

法律施行日については、施行されましたら再度連絡します。

【参考】

- ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案
- ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案要旨
- ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案要綱
- ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案に対する参議院災害対策特別委員会付帯決議

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（国土強靱化実施中期計画）

第十一条の二 政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画（以下「国土強靱化実施中期計画」という。）を定めるものとする。

2 国土強靱化実施中期計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 計画期間内において国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標

三 国土強靱化に関し実施すべき施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、前号に掲げる施策のうちその推進が特に必要となる施策の内容及びその事業の規模

四 前三号に掲げるもののほか、国土強靱化実施中期計画の実施に関し必要な事項

3 第十条第三項から第六項までの規定は、国土強靱化実施中期計画について準用する。

第十二条（見出しを含む。）中「国土強靱化基本計画」の下に「又は国土強靱化実施中期計画」を加える。

第十六条第一号及び第二号中「国土強靱化基本計画」の下に「及び国土強靱化実施中期計画」を加え、同条に次の二項を加える。

2 本部は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土強靱化推進会議、都道府県、市町村及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の変更の案の作成について準用する。

第十七条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

第二十二条の次に次の見出し及び二条を加える。

（国土強靱化推進会議）

第二十二条の二 本部に、第十六条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を

処理するため、国土強靱化推進会議（次条において「推進会議」という。）を置く。

第二十二条の三 推進会議は、議長及び委員二十人以内で組織する。

2 推進会議の議長及び委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 推進会議の議長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進会議の議長及び委員は、再任されることができる。

5 推進会議の議長及び委員は、非常勤とする。

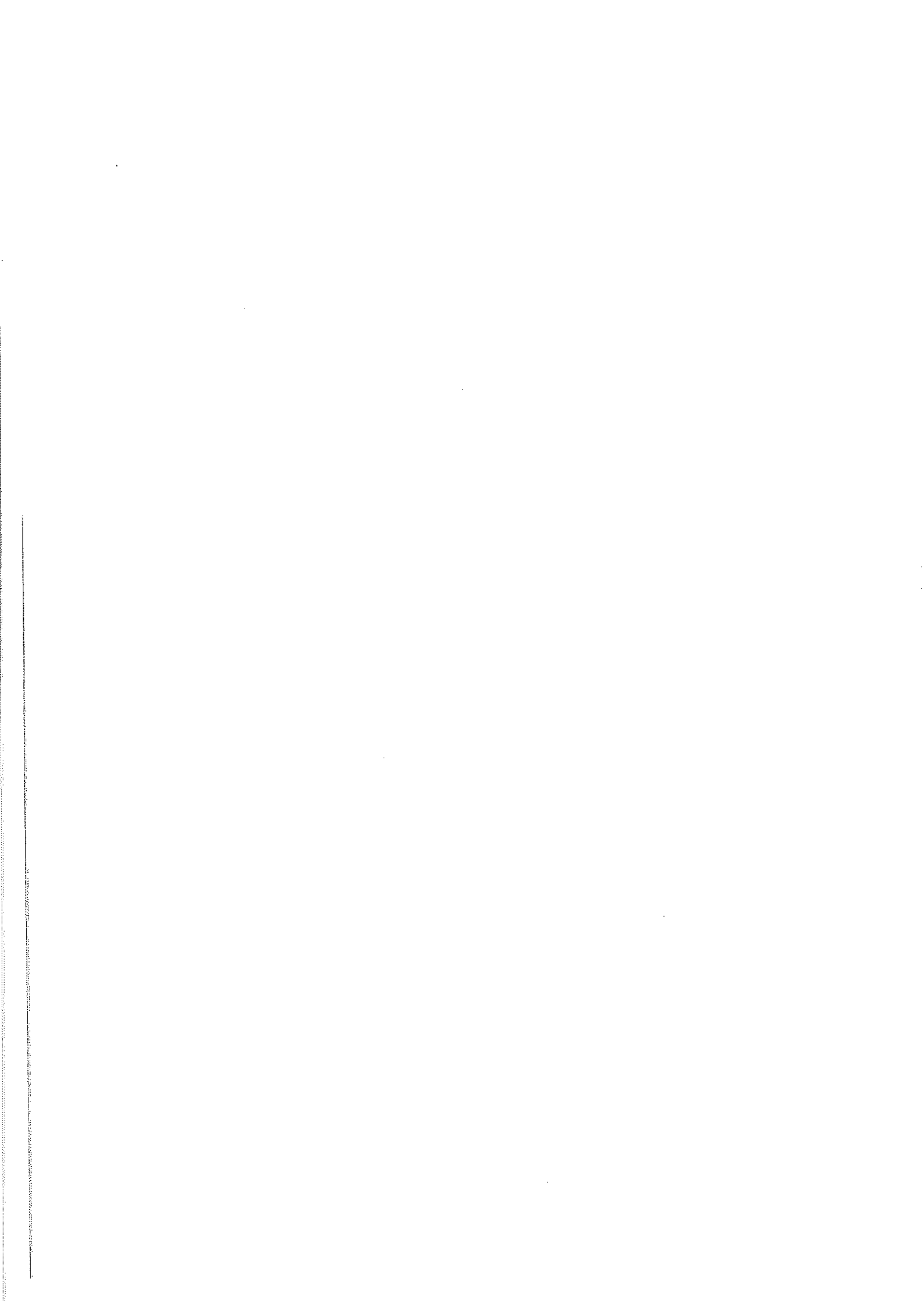
附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 政府は、速やかに、国土強靱化に関し実施すべき施策の実施状況の評価の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



理由

中長期的な見通しに基づき、国土強^{じん}靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を

改正する法律案（衆第二一号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画（以下「国土強靱化実施中期計画」という。）を定めるものとする。

二 国土強靱化実施中期計画は、計画期間、計画期間内において国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標、同施策のうちその推進が特に必要となるものの内容及びその事業の規模等について定めるものとする。

三 国土強靱化基本計画に係る閣議請議、公表及び見直しの規定は、国土強靱化実施中期計画について準用することとする。

四 内閣総理大臣が関係行政機関の長に対し必要な勧告をすることができる場合として、国土強靱化実施中

期計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合を追加することとする。

五 国土強靱化推進本部の所掌事務として、国土強靱化実施中期計画の案の作成及び実施の推進に関することを追加することとする。

六 国土強靱化推進本部は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土強靱化推進会議、都道府県、市町村等の意見を聴かなければならないこととする。

七 六は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の変更の案の作成について準用することとする。

八 国土強靱化推進本部に、六（七において準用する場合を含む。）の事項を処理するため、議長及び委員二十人以内で組織する国土強靱化推進会議を置くこととする。また、同会議の議長及び委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとする。

九 この法律は、公布の日から施行することとする。また、政府は、速やかに、国土強靱化に関し実施すべき施策の実施状況の評価の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案要綱

第一 国土強靱(じん)化実施中期計画

(第十一条の二関係)

一 政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画(以下「国土強靱化実施中期計画」という。)を定めるものとする。

二 国土強靱化実施中期計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 計画期間

② 計画期間内において国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標

③ 国土強靱化に関し実施すべき施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、②に掲げる施策のうちその推進が特に必要となる施策の内容及びその事業の規模

④ ①から③までに掲げるもののほか、国土強靱化実施中期計画の実施に関し必要な事項

三 国土強靱化基本計画に係る閣議請議、公表及び見直しの規定は、国土強靱化実施中期計画について準用すること。

第二 国土強靱化実施中期計画の実施に関する勧告

(第十二条関係)

内閣総理大臣が関係行政機関の長に対し必要な勧告をすることができる場合として、国土強靱化実施中期計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合を追加すること。

第三 国土強靱化推進本部の所掌事務の追加等

(第十六条関係)

一 国土強靱化推進本部の所掌事務として、国土強靱化実施中期計画の案の作成及び実施の推進に関することを追加すること。

二 国土強靱化推進本部は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土強靱化推進会議、都道府県、市町村及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならないこと。

三 二は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の変更の案の作成について準用すること。

第四 国土強靱化推進会議

一 設置

(第二十二條の二関係)

国土強靱化推進本部に、第三の二(第三の三において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、国土強靱化推進会議(二において「推進会議」という。)を置くこと。

二 組織等

(第二十二條の三関係)

1 推進会議は、議長及び委員二十人以内で組織すること。

2 推進会議の議長及び委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

3 推進会議の議長及び委員の任期は、二年とすること。ただし、補欠の議長又は委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

4 推進会議の議長及び委員は、再任されることができること。

5 推進会議の議長及び委員は、非常勤とすること。

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 政府は、速やかに、国土強靱化に関し実施すべき施策の実施状況の評価の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第二項関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の
一部を改正する法律案に対する附帯決議

令和五年六月九日
参議院災害対策特別委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 近年、我が国では台風、豪雨、豪雪等、気候変動の影響によるとされる自然災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生しており、また、近い将来その発生の切迫性が指摘されている南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震では甚大な被害がもたらされることが想定されていることを踏まえ、国民の生命・財産・暮らしを守り抜くため、防災・減災、国土強靱化の取組を継続的かつ安定的に進めていくこと。特に、大規模自然災害への対策に係るものについては、集中的かつ迅速に実施することについて検討すること。

二 令和五年五月に会計検査院が公表した「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策に関する会計検査の結果について」を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」及び「国土強靱化実施中期計画」の実施に当たっては、予算の執行状況の確実な把握、不用額及び不用率の状況の改善、閣議決定に沿った事業の執行、実施事業の

計画期間内における確実な効果の発現に真摯に取り組み、国民に対して十分な説明を行うこと。また、国土強靱化基本計画が他の計画の基本となるアンブレラ計画であることから、社会資本整備重点計画等との整合性を保持し、取組を推進すること。

三 国土強靱化実施中期計画においては、ハード対策にとどまらず、人々に寄り添い、その命を守る観点からソフト対策についても充実強化すること。特に、市町村による個別避難計画の作成、要配慮者の避難先となる福祉避難所とその運営体制の確保、避難所における女性や未成年者への暴力やセクシュアル・ハラスメント防止のための安全対策などが確実に実施されるよう、地方公共団体を強力に支援すること。

四 高度経済成長期に整備した河川堤防、道路、橋梁、トンネル、港湾などの老朽化及び長寿命化対策予算が必要となる中で、グリーンインフラの活用や「生態系を活用した防災・減災」による考え方も国土強靱化対策に反映するよう検討すること。また、費用便益分析に基づく事業評価をメルクマールとして、過去に計画された大型公共事業も柔軟に見直すこと。

右決議する。